

平成 2 9 年

上尾市議会 6 月定例会議案

条例案等資料

議案第30号

「上尾市個人情報保護条例及び上尾市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」要旨

1 趣 旨

個人情報の保護に関する法律の一部改正を踏まえ、個人情報の定義を明確にするとともに、個人情報の収集の制限に関する規定を整備するための改正

2 内 容

(1) 上尾市個人情報保護条例の一部改正<第1条関係>

ア 「個人情報」の定義の明確化

個人情報には、次に該当する情報（個人識別符号）が対象となることを定める。

- ・ 身体的特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号（顔認識データ、指紋認識データ）
- ・ 対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用若しくは商品の購入に際し割り当てられ、又は書類に記載され、若しくは記録された文字、番号、記号その他の符号（旅券番号、運転免許証番号、各種被保険者証の番号等）

現行	改正案
<p>（定義） 第2条 (2) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の</p>	<p>（定義） 第2条 (2) 個人情報 個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。 ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。第22条第1項第2号及び第40条におい</p>

権利利益を害するおそれがあるものをいう。

て同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

(3) **個人識別符号** 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。

(参考) 個人情報の保護に関する法律

(定義)

第二条

2 この法律において「**個人識別符号**」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

イ 「要配慮個人情報」の定義とその取扱いに係る規定の整備

次のいずれかに該当する情報を「要配慮個人情報」と定義し、その収集について制限することを定める。

- ・ 人種、信条、社会的身分、病歴、前科・前歴、犯罪被害情報
- ・ その他本人に対する不当な差別、偏見が生じないように特に配慮を要するものとして政令で定めるもの(障害があること、健康診断その他の検査の結果、保健指導・診療・調剤情報)

現行	改正案
<p style="text-align: center;">(収集の制限)</p> <p>第6条</p> <p>2 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報については、収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。</p> <p>(2) 実施機関が、上尾市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて、利用目的を達成するために特に必要があると認めるとき。</p>	<p style="text-align: center;">(収集の制限)</p> <p>第6条</p> <p>2 実施機関は、要配慮個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第3項に規定する要配慮個人情報をいう。）については、次に掲げる場合を除き、収集してはならない。</p> <p>(1) 本人の同意があるとき。</p> <p>(2) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。</p> <p>(3) 出版、報道等により公にされているとき。</p> <p>(4) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(5) 法令等の定める所掌事務を遂行するため必要かつ欠くことができないと実施機関が認めることにつき相当の理由があるとき。</p> <p>(6) 実施機関が、上尾市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて、利用目的を達成するために特に必要があると認めるとき。</p>

(参考) 個人情報の保護に関する法律

<p style="text-align: center;">(定義)</p> <p>第二条</p> <p>3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</p>
--

(2) 上尾市情報公開条例の一部改正<第2条関係>

電磁的記録を条例に規定するほか、所要の規定の整理を行うこと。

3 施行期日

公布の日

議案第 34 号

専決処分の承認を求めることについて

「上尾市税条例の一部を改正する条例」要旨

1 趣 旨

地方税法の改正に伴い、地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）により条例に委任された固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例割合（税負担を軽減する割合）を定める等の条例改正

（※ 平成 29 年 3 月 31 日に専決処分により改正）

2 内 容

(1) 固定資産税・都市計画税

ア 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）により条例に委任された課税標準の特例割合を次のとおり定めた。

(ア) 家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（利用定員が 5 人以下）の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例割合を 2 分の 1 とした。（第 61 条の 2 関係）

(イ) 特定事業所内保育施設（企業主導型保育事業）の用に供する固定資産に係る課税標準の特例割合を 2 分の 1 とした。

（附則第 10 条の 2 第 17 項関係）

イ 居住用超高層建築物に係る税額の按分方法に係る区分所有者全員の協議による補正方法の申出について規定した。（第 63 条の 2 関係）

(2) 軽自動車税

平成 28 年度末で期限切れを迎える軽自動車税の**グリーン化特例**について、適用期限を平成 30 年度末まで 2 年延長し、平成 31 年度分までの軽自動車税の税率を軽減することとした。（附則第 16 条関係）

※ **グリーン化特例**とは、燃費性能等の優れた軽自動車（新車に限る。）を取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置である。

議案第 35 号

専決処分の承認を求めることについて

「上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」要旨

1 趣 旨

所得の少ない被保険者に対する国民健康保険税の軽減措置（均等割額及び世帯別平等割額の 5 割軽減又は 2 割軽減）を受けることができる世帯の範囲を拡大するため、これらの軽減措置の対象となる世帯であるかを判定する際に用いる所得（軽減判定所得）の額を引き上げるための条例改正
（※ 平成 29 年 3 月 31 日に専決処分により改正）

2 内 容

- (1) 5 割軽減の対象となる世帯の所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を 27 万円（改正前 26 万 5,000 円）に引き上げた。
（第 19 条第 2 号関係）
- (2) 2 割軽減の対象となる世帯の所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を 49 万円（改正前 48 万円）に引き上げた。
（第 19 条第 3 号関係）

※ 次のページの表を参照

均等割額及び世帯別平等割額の軽減判定の際に用いる世帯の所得基準

(改正前)

減額割合	前年中の世帯の所得金額の合計
7割	33万円以下
5割	33万円＋（ <u>26万5,000円</u> ×被保険者と特定同一世帯所属者の合計人数）以下
2割	33万円＋（ <u>48万円</u> ×被保険者と特定同一世帯所属者の合計人数）以下



均等割額及び世帯別平等割額の軽減判定の際に用いる世帯の所得基準

(改正後)

減額割合	前年中の世帯の所得金額の合計
7割	33万円以下 ※ 変更なし
5割	33万円＋（ <u>27万円</u> ×被保険者と特定同一世帯所属者の合計人数）以下
2割	33万円＋（ <u>49万円</u> ×被保険者と特定同一世帯所属者の合計人数）以下

※ 世帯主及び世帯に属する被保険者の前年中の所得金額の合計額がこの表の算式により計算した額以下である場合は、国民健康保険税の均等割額及び世帯別平等割額がこの表の区分により軽減される。

※ 特定同一世帯所属者とは、「後期高齢者医療の被保険者となることにより国民健康保険の被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するもの」をいう。

